

# 三重県中小企業・小規模企業振興条例の概要

H26.4.1施行  
R2.3.24改正

## 前文

- 三重県の中小企業・小規模企業は、本県経済をけん引し、地域社会の持続的な形成や維持に寄与している重要な存在。また、多様な中小企業・小規模企業が地域の雇用を支えている。
- 昨今の国際競争の激化や海外市場の変化、**情報通信技術の急速な技術革新の進展**による世界経済の構造変化への対応や、**人口減少社会における持続可能な社会の実現に向けて、少子高齢化や地域の過疎化等の社会的課題の解決と経済発展の両立が一層求められており**、この大きな構造変化に対応していくことが必要である。

## 目的(第1条)

中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、県の責務、中小企業・小規模企業の努力及び市町、中小企業・小規模企業に関する団体等の役割を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって中小企業・小規模企業が経済的社会的環境の変化に対応し、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

## 中小企業・小規模企業の定義・範囲(第2条)

業種	中小企業 (いずれかを満たす)		小規模企業
	資本金	従業員数	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下

## 役割等(第4条-12条)

- 県の責務(第4条)
- 中小企業・小規模企業の主体的な努力(第5条)
- 市町の役割(第6条)
- 中小企業・小規模企業に関する団体の役割(第7条)
- 教育機関の役割(第8条)
- 高等教育機関の役割(第9条)
- 金融機関の役割(第10条)
- 大企業の役割(第11条)
- 県民の理解及び協力(第12条)

## 基本理念(第3条)

- 経営の向上に対する主体的な努力を促進
- 地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の重要性を認識
- 小規模企業の経営規模や形態を勘案し、きめ細かく支援
- 関係機関等の連携・協力による推進

## 中小企業・小規模企業の振興に関する施策(第13条-25条)

### ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興(第13条)

技術開発や新分野への進出、設備導入の支援、同業種・異業種との連携促進 等

### サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興、まちづくりによる地域の活性化(第14条)

生産性の向上の促進、商店街活性化、伝統産業・地場産業の商品開発や技能承継の支援 等

### 小規模企業に対する支援(第15条)

きめ細かな支援体制の構築、経営相談・指導体制の充実、連携による商品開発や販路開拓支援、新たなサービスの創出支援 等

### 「三重県版経営向上計画」の認定等(第16条) 経営の向上に係る計画の作成・認定とそれに対する資金供給 等

### 人材の育成及び確保(第17条)

経営人材の育成、人材育成・確保のためのキャリアアップの取組、**県内外の若者等の県内企業への就職・定着の促進**、女性・高齢者・障がい者・**外国人**等の多様な就業機会の提供 等

改正

### 職場環境の整備(第18条)

**ワーク・ライフ・バランス及び健康づくりに配慮した職場環境の整備の促進** 等

新設

### 資金供給の円滑化(第19条) 融資制度、信用補完事業の充実 等

### 創業及び第二創業の促進(第20条)

創業及び第二創業に関する意欲の醸成や相談体制の充実、**創造的な視点を有する人材育成・活用、革新的な技術の普及** 等

改正

### 事業承継への支援(第21条) 後継者の育成に対する支援 等

### 販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進(第22条)

販路開拓や販売機会の充実、国内外の見本市、商談会等への出展支援、海外における産学官の経済交流の促進等

### 情報通信技術の活用(第23条) 情報通信技術の導入・活用、データの利活用の促進、人材の育成

新設

### 防災・減災対策等への支援(第24条) 事前計画の策定支援 等

新設

### 情報の提供及び顕彰(第25条) 中小企業・小規模企業の魅力発信の支援 等

## みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会(第26条)

### みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置(第26条)